

強制労働

日本

強制労働条約、1930(29号) (批准: 1932年)

I. 以前のコメントに関連して、委員会は、2010年9月13日と30日に受領した政府報告のみならず2009年11月と2010年11月に受領した政府通報で提供された情報に注目する。

以前のコメントで委員会は第二次世界大戦中の戦時産業強制労働や性奴隸制（いわゆる「慰安婦問題」）を審査した。委員会はこの点で、条約の歴史的な侵害についての権限の限界に関する考慮と結論を参照する。以前の所見では、委員会は被害者との和解を模索する更なる努力のなかで政府が高齢の生存被害者の請求に応える措置を直ちにとるべきとの期待を表明した。政府はまた最近の判例と関連の進展に関する情報を提供し続けるように要請された。

委員会は、2009年と2010年に下記の労組から通報を受領した。

- 全日本造船機械労組(AJSEU) ((2009年8月10日付と2010年8月20日付) ;
- 韓国労働組合総連盟(FKTU) 全国民主労働組合総連盟(KCTU) 連盟 (2009年8月26日付、2010年8月27日付) ;
- 名古屋市立高校教組 (2009年2010年8月12日年8月20日付);
- 全国建設関連産業労働組合連合会(JCEW) ((2010年8月18日付)
- 国際労働組合連盟(ITUC) (2009年9月16日、2010年9月1日付) ;
- オランダ労働組合連盟(FNV) (2010年8月30日付)

労働者組織からの上記通報のコピーを政府に転送し、政府が関連事項に対してコメントできるよう計らった。委員会は、これらの通報への政府の回答を2010年9月13日と11月19日に受領した。

上記の通報で複数の労働者組織が前向きの進展、なかでも産業強制労働事件の解決を報告した。すなわち、戦時中に強制労働から利益を得ていた民間企業の西松建設会社は広島県安野発電所での強制労働の被害者360人全員と2009年10月23日に合意し、解決した。また同社は新潟県の発電所での中国人強制労働被害者183人と2010年4月に合意し、解決した。これらの解決は2007年4月に日本の最高裁判所が西松建設会社による強制労働が原因で被った損傷に対する補償を求めた中国人原告に法的に補償を請求する権利はないとの決定を下した後に成立したものである。しかしながら、裁判所は結びの言葉の中で関係者（西松と政府）は、被害者の痛みを緩和するため自主的措置を取るべきではないかと提案した。解決によって広島の360人の被害者には2億5千万円、新潟の183人の被害者の事例では1億2千8百万円を提供することとなる。

労働者組織はまた軍性奴隸制の問題は国連の委員会で今でも取りあげられ続けていることを報告した。特に、女性差別撤廃委員会(CEDAW)は第4会期(2009年7月20日から8月7日)で慰安婦問題を審査し、勧告を出した。また、この問題は、女性に対する暴力—その原因と結果—の特別報告者が2010年4月23日に国連人権理事会に提出したレポートにも言及されている。

(A/HRC/14/22)。

上記の労組は、日本の地方議会が採択した意見書について報告した。2008年3月以来、2010年8月まで30の地方自治体議会が政府に対し、慰安婦問題を解決せよ、被害者の尊厳と正義を回復せよ、被害者に補償せよ、さらに、大衆にこの事実を教育せよと要求する意見書を採択した。

委員会が 2010 年 9 月 13 日に受領した政府報告によれば、2008 年 6 月 1 日から 2010 年 5 月 31 日の間、裁判所は「慰安婦問題」の 2 つの事例について判決を下し（1 つは最高裁の判決でもう一つは、高裁レベルの判決）、原告が国家賠償を求める「徴用強制労働者」の 16 事例で判決を下した（最高裁判所の 6 つの判決、高等裁判所レベルの 9 つの判決、地方裁判所レベルで一つの判決）と指摘していることに注目する。政府は、これらの事例では、日本政府に対する原告の損害賠償請求は、関連する国際協定や問題の解決についての共同宣言に基づき却下されたと述べた。政府はまた、2010 年 5 月 31 日現在、「慰安婦」問題に関する訴訟はないし、現在、係争中なのは 5 件の「徴用強制労働」に関する訴訟だけであると述べた。

委員会は、政府報告が日本政府は慰安婦問題を含む第二次大戦に関連した賠償、財産、請求権問題についてサンフランシスコ平和条約、二国間平和条約およびその他関連する条約や協定で決められた義務に従って誠意をもって真摯に対処してきたと述べた言葉に正当な注意を払う。特に、慰安婦の強制労働問題に関しては 1993 年 8 月の河野洋平官房長官談話で表明された立場を守ると何度も繰り返していること、同氏が心からのお詫びと反省の気持ちを表明した一方で、これは軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると述べていることに注目する。この発言は、日本政府の問題に対する公式な見解を体現し、以後変更はない。政府報告はまた日本政府が心からの謝罪と反省を何度も表明し、その上、アジア女性基金（AWF）の活動が実施された際、首相が日本政府を代表して女性たちに直接、反省と謝罪を表す手紙を送ったと述べた。

委員会は以前の政府報告で、戦時中の戦時産業強制労働と軍事性奴隸制の生存被害者の請求に応える法外措置（non-legal measures）について、彼らの期待に応えるために、政府が AWF とその活動を強調したことを注目する。AWF とは、1995 年に活動を始め、その目標を完了した 2007 年 3 月の解散まで続いたイニシアティブである。委員会の 2001 年、2003 年の所見では、元“慰安婦”的大半が、AWF からの金銭は、政府補償ではないとして拒絶し、償い金を受け取った女性たちの一部が、政府の責任を認めていないとして総理大臣からの手紙を拒絶したことから、この方法は被害者の大多数の期待を満たしていないのではないかと示唆した。

そのため委員会は政府が生存被害者と、彼らを代表する組織と相談して、かれらの期待に沿う方法で、被害者に補償する代替する方法を見つけるようにとの期待を表明した。

委員会は、政府報告が、AWF のフォローアップ活動の実施を続けると述べたことに注目する。政府報告によればフォローアップの一環として、AWF に関与した人々に訪問介護活動とグループカウンセリング活動（韓国、フィリピン）と政府関係者や学者との意見交換の実施（インドネシア・フィリピン）を委託していると述べた。

委員会はまた 2010 年 11 月 19 日に受領した政府報告で、日本政府が責任ある地位の政府高官が元慰安婦と会い、直接、日本政府の意見を伝え、彼女たちの現在の生活状況、過去の経験とその個人的な心証を注意深く聴取する機会を持つべく調整していると述べたことに注目する。

この問題の長期に亘る深刻さと上記の政府の意向を鑑み、委員会は、被害者との和解を模索する一層の努力を行うにあたり、政府が毎年、その数が減少し続けている戦時中の産業強制労働と軍事性奴隸制の高齢生存被害者の請求に対応して、早急な措置をとるようにとの希望を繰り返し表明する。

特に、上記の AWF のフォローアップ活動の実施及び 2010 年 11 月 19 日以降に実施ないしは計画された方策についての情報を提供して頂きたい。

II. 29号条約第一条（1）と第二条（1）外国人研修生・実習生制度。

委員会は、2010年5月26日付並びに8月10日付の移住労働者組合からの政府の研修・実習制度（外国人研修制度）の実施に関する情報が含まれる通報と政府のそれに対する2010年10月15日付の回答を受領した。

委員会は、上記制度が開発途上国の人材と産業資源を開発するために設けられ、産業技術・技能・知識の確実に転送することを目的にしている。この制度の下で、外国人は研修生として日本に入国でき1年間滞在した後、2年間を実習生として滞在できる。その後彼らは母国に戻らなければならない。この制度は入国管理局や労働基準検査機関など関係の政府機関の監督下で日本国際研修協力機構（JITCO）によって監視されている。

2010年7月の制度改正以前には、外国人研修生に労働法が適用されておらず、労働者ではなく学生として考えられた。したがって、彼らは賃金ではなく手当を受けていた。移住労働者組合から上記の通報によると、研修生たちは雇用者の虐待に無防備である：彼らはしばしば最低賃金法違反の低賃金労働者はとして使われ、残業代の支払われない残業をせざるを得ず、雇用者は研修生・実習生のパスポートを没収し、彼らの賃金と手当を強制的に貯金させた、これは部分的に研修生・実習生の逃亡防止のためでもあったという。さらに労組は研修生に対して携帯電話所持、外出、外泊の禁止などの移動の自由が制限されていると主張した。

組合はさらに国連人権理事会の普遍的・定期的レビューと女性差別撤廃条約委員会の最終所見（CCPR/C/JPN/C0/5、2008年12月18日付）（CEDAW/C/JPN/C0/6、8月7日付）に言及した。上記2件の所見は双方とも、保護がないため、しばしば雇用者によって搾取されている外国人研修生・実習生の弱い立場への懸念を表明している。

組合はまた、8月10日付通報に添付して「人身取引—特に女性や子供たち」の特別報告者が提出した報告（A/HRC/14/32/Add. 4）を参照した。特別報告者は特に、政府は制度に参加している企業とはつながりのない独立機関を設置して、研修生実習生制度とその監視に全面的に責任をとる必要があると勧告している。独立機関に密接にこのような企業を監督し、研修生の権利を十分に尊重させること、；制度をより良く規制する法律を採択する必要がある；この制度の下で起こった悪用、虐待などに対応するホットラインと部署を確立する必要がある。

2010年8月10日付通報で組合が2010年7月に施行された詳研修生・実習生制度の改訂について詳細に報告した。2009年7月15日付の出入国管理及び難民認定法の改正に基づいて、外国人研修生に労働法が適用されることになり、最低賃金が支払われ、他の日本人労働者と同じ権利が与えられた。他の改正点は以下の通り：受け入れ機関による指導、監督と支援システムの強化、経営の透明性の強化、研修生受け入れ機関に対する欠格条項の設置（たとえば入国管理法違反、パスポート没収、賃金不払い、人権侵害などの不正行為の場合）；研修生等からの「保証金」徴集の禁止などである。

しかしながら、組合は、受け入れ組織が研修生の地位についていまだに絶対的な決定権を持っており、研修生は国外追放を恐れ、現状がどうであれ、それを受け入れる以外の他のオプションがない状況なので、この改正がどれほどの効果があるかを判断するのは時期尚早であると述べた。組合はまた研修生・実習生の業務上の事故や病気による死についてのJITCO出版の2009年統計の情報を参照した。

上記の通報に応えて、政府は研修生・実習生制度の構成の中では強制労働は禁止されていて、JITCO、入国管理局、労働基準検査機関など関係機関が不適切な事例を防ぐために監視していること、こ

の制度の実施中に強制労働に該当する事例は認識されていないと述べた。第 5 条（強制労働の禁止）による暴力、脅迫、監禁や、その他の不当な拘束労働者の精神的または身体的な自由を不适当に拘束する雇用者による強制労働の使用を禁止する労働基準法の適用違反に関して、政府は 1993 年（労働基準監督所が違反データを追跡できる最も古い年月）以来、そのような事例はないと述べた。

ただし、政府は研修生を低賃金労働者として扱った受け入れ機関があったことを認め、したがって、このような組織の不正行為を識別し、それらの研修生の受入れを停止する努力がなされてきたと述べた。労働者から賃金不払いや強制貯金などの労働法違反に関する通報を受けると既定の手順に従って、労働基準監督署は事実を調査し、違反が証明された場合は、それらを雇用者に説明し修正させ、その後、雇用者が修正したことを確認する。事例が悪質な場合には、労働基準監督署は労働法違反についての書類を作成し、検察官に送る。政府は、2010 年 5 月 26 日付の労組の通報で言及された裁判所で有罪となった事例をあげて、この雇用主は研修生を受け入れ停止処分を受けたことを指摘した。

さらに政府は研修生に対する暴力やパスポートの没収のような人権侵害の場合、入国管理局が必要な調査を行い、当該組織や会社の不正行為を確認した後、研修生と実習生の受入れ中断措置を講ずると述べた。外国人研修生や実習生の業務関連事故や病気の結果としての死に関する情報については、政府は労働基準署が業務関連事故や職業病について調査を継続し、行政指導を行い、書類を検察に送るなどの適切なアクションをとっていると述べた。

研修生・実習生制度は 2010 年 7 月に改正された内容について、政府は、最大 3 年の在留資格を与えた研修生・実習生の保護を強化したと述べ、雇用契約により技能取得の活動をしながら労働法、労働基準法、最低賃金法等の規定で保護されると主張した。さらに、送り出し組織が保証金を徴収すること、受け入れ組織や企業が罰金をとることは禁止され、人権侵害で有罪となった組織や企業に対しての研修生・実習生受け入れ停止期間が 3 年から 5 年に延長されたと述べた。政府は、法律違反については入国管理局のしっかりした調査、労働基準監督署の指導を通じての監視だけでなく、JITCO 現場指導の強化と研修生の母国語による電話のホットラインでのカウンセリングなどで、違反に対する監視体制を強化していると述べた。

委員会は、この情報をメモし、政府が研修生・実習生の保護のために実施した研修生・実習生制度の改正の様々な措置についての情報提供を継続されることを要求する。

政府はまた適切な視察、監視による違反の識別するために行う方策について、訴追された事例の件数、有罪判決の数に関する統計情報並びに加害者に課せられる罰に関する情報を提供するように求められる。

III. 29 号条約、第一条（1）、2 条（1）、25 条 人身取引（トラフィッキング）

以前のコメントに関連して、委員会は、政府が 2010 年 9 月 30 日に受領した報告で提供した人身取引と戦うための進行中の措置に関する包括的な情報に关心をもって注記する。委員会はまた、政府が 2010 年 10 月 6 日に通報してきた人身取引の犯罪を取り除くための 2009 年行動計画に注目する。2009 年行動計画は以前の 2004 年行動計画と同じく、政府省庁や関係機関並びに国際機関や NGO との緊密な協力で人身売買防止の目的を達成することを目指す。政府は 2009 年行動計画が一般大衆の意識を高めて、人身売買の定義や人身取引の被害者は外国人女性や子供だが、それに限らないという事実や、この犯罪は社会全体で取り組むべきことを理解してもらう意図だと述べた。

委員会はまた、日本労働組合総連合（JTUC-RENGO）のコメントに注目する。これは政府報告に添付されていたものであるが、連合は国連人権委員会の2008年勧告に従って広範な対策を網羅する多面的な支援システム、被害者の人権保護と本国帰国の支援、母国での定住のための支援の手続きを求めている。

委員会は、政府が提供した防止と啓発、被害者保護、法の執行、加害者の訴追、外国政府と国際機関との連携による様々な対策に関する情報に注目する。具体的には以下の情報である。

-省庁間連絡委員会（実行委員会）の国家行動計画の審査や2009年行動計画草案の起草、（これは2009年12月22日に閣僚会議で採択）などの活動について；

-出入国管理強化などの予防措置や人身売買についての国民の意識を高めるための措置；

-婦人相談所の機能（被害者に様々な方法で支援を提供するマルチサービスの公共避難所のネットワーク）を含む人身売買の被害者の保護に関わる施策、在留資格の改善、被害者の本国帰国に対する支援；

-人身売買関連の訴追の数に関する統計情報

-関連諸国との国際協力について、日本国警察庁と他国の法執行機関との連携によるトラフィッカーの調査と訴追、人身取引の防止、その抑制と処罰のため、さらに被害者の保護のために日本政府が国際的な諸組織に対して行った貢献

委員会は、政府が将来のレポートで人身取引の防止、抑制するための2009年行動計画で定められた様々な方策の実施についての情報、特に加害者に対する刑事制裁の適用に関する情報を含めて利用可能な統計情報の提供して下さることを希望する。

翻訳・文責 安原桂子